

2025年11月 第215回 SDGs学習会説明要旨

2025.11.14

電力システム改革はどうなった(改革の目的と検証結果)

2015年に成立した改正電気事業法では、送配電部門の法的分離後において、法施行の状況やエネルギー基本計画の実施状況、需給状況、料金水準等について検証を行い、その検証結果を踏まえ、必要な措置を講ずる旨が規定されている。(電気の製造会社、送配電会社、販売会社を分離)

そもそも電力システム改革(電気事業法の改正)は、小売り自由化を中心に①安定供給の確保②電気料金の最大限の抑制③需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大が目的であった。

評価は『広域的な電力需給・送配電ネットワーク整備については目標を一定程度達成したが、小売全面自由化の効果だけを取り出して電気料金が低く抑えられていたとまでいふことは難しい。また700を超える事業者が小売事業に参入し、再エネに特化したメニュー等、料金メニューも多様化 需要家の選択肢の拡大については、目指してきた方向性で取組が進んでいいると評価できる。』となっている。

電力システム改革の検証結果(概要) ⇒

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/085_03_01.pdf

検証結果の中で再生可能エネルギーの考え方はどのように記載されたか

電力システムが直面する課題と対応方針

世界的な脱炭素化の流れや、20年ぶりの電力需要増が見込まれる中で、安定供給と脱炭素化の両立に向けて、長期的かつ継続的に必要な電源投資が行われ、安定的に電源の運用ができるような仕組みを構築することが必要。

再生可能エネルギーの更なる導入拡大と電力の安定供給を実現するためには、電源と需要の状況を踏まえた形での系統の効率的整備、供給力や調整力の確保、短期の需給運用の効率的実施等が必要

なお、電力システム改革の検証結果に対して、FoE Japan(国際環境NGO)からのパブコメでは、『今回のシステム改革検証では、「安定供給確保を大前提とした電源の脱炭素化の推進」として、意図されているのは原子力や脱炭素技術を付加した火力発電への改修や新規建設である』とある。
⇒ [「電力システム改革の検証結果と今後の方向性」に対する意見 | 国際環境NGO FoE Japan](#)

再生可能エネルギーの未来はどうなるか

再生可能エネルギーとは、化石燃料を使わず自然エネルギーで発電するか、再生可能な燃料を使用する等の考え方で、原子力、水力、太陽光、風力、地熱、バイオマスなどがあるが、原子力は別扱いとなっている。また、太陽光・風力は、自然変動型再エネ電源(VRE)と呼ばれている。

<課題としては>

- ・コストの問題がある
 - ・有害な廃棄物の問題がある(原子力・太陽光(パネルなど))
 - ・自然現象(天候)などで発電量が変化する
 - ・環境破壊の問題が起きている
- などがあり、なかなか進まない。

SB62 で議論された地球温暖化の適応策、緩和策の内容

2025年7月18日（金）SB62報告会 一COP30に向けた気候変動の国際交渉の最新動向一 CAN-Japan
<https://www.can-japan.org/events-ja/4127>

我々に出来る緩和策、適応策は何か

気候変動対策には大きく緩和策と適応策の2つのアプローチがあります。この緩和と適応は、互いに補い合う関係にあります。

気候変動緩和策とは

気候変動緩和策とは、気候変動の原因となっている地球温暖化を抑えるために、温室効果ガスの排出量を減らすことを目的としたアプローチです。

気候変動適応策とは、すでに起こっている気候変動や、将来的に予想される状況に対応することを目的としたアプローチです。気候変動への適応の取り組みは、地域の気候・土地の特性や気候変動の影響に応じて適切に行う必要があります。

気候変動の緩和策と適応策の違いは？日本の具体例を交えてわかりやすく解説！ - Spaceship Earth（スペースシップ・アース） | SDGs・ESG の取り組み事例から私たちにできる情報をすべての人に提供するメディア

https://spaceshipearth.jp/mitigation_adaptation/

<その他の緩和策と適応策の説明>

地球温暖化の対策には、その原因物質である温室効果ガスの排出量を削減する（または植林などによって吸収量を増加させる）「緩和策（mitigation）」と、気候変動に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより温暖化の悪影響を軽減する（または温暖化の好影響を増長させる）「適応策（adaptation）」とに大別できる。

⇒ [地球環境豆知識 \[29\] 緩和策と適応策](#)

<参考>

電力システム改革前の電力会社事情

- 北海道電力から沖縄電力まで10電力が供給区域を定め、当該区域を独占し電気を販売
- 販売価格は、『総括原価方式』と呼ばれる仕組みで、原価がかかったらその分に事業報酬を乗せて価格を決め、認可を受けていた。
- 従って、欧米各国と比較すると高い価格だった。
- 但し、設備の、新設・改修とかはしっかり出来た。